

八洲学園大学学則新旧対照表

新	旧																																
<p>(学部・課程、課程の目的)</p> <p>第3条 本学に生涯学習学部を置く。</p> <p>2 生涯学習学部家庭教育課程及び人間開発教育課程を置く。</p> <p>3 家庭教育課程は、家庭教育に関する学問体系の研究を行い、家庭教育学を確立し、家庭教育の理論と方法を深く学ぶことによって家庭教育を熟知させ、社会において専門家として活躍をし、家庭を支援できる資質を持った人材を養成することを目的とする。</p> <p>4 人間開発教育課程は、生涯学習とその支援の研究を行い、職業能力開発を含む生涯学習についての深い識見、専門的知識・技術、その基盤となる豊かな人間性を養う教育を行うとともに、企業の能力開発支援を含め、広く生涯学習社会の実現のために社会に貢献し、各種学習支援プログラムをデザイン・実施・運営する人、図書館、博物館で専門性を生かして働く人、企業などで能力を支援する人を養成することを目的とする。</p> <p>(入学定員、収容定員)</p> <p>第4条 本学の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="315 1054 1028 1241"> <thead> <tr> <th>課程名</th> <th>入学定員</th> <th>3年次編入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭教育課程</td> <td>400</td> <td>200</td> <td>2000</td> </tr> <tr> <td>人間開発教育課程</td> <td>400</td> <td>200</td> <td>2000</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>800</td> <td>400</td> <td>4000</td> </tr> </tbody> </table>	課程名	入学定員	3年次編入学定員	収容定員	家庭教育課程	400	200	2000	人間開発教育課程	400	200	2000	計	800	400	4000	<p>(学部・課程、課程の目的)</p> <p>第3条 本学に生涯学習学部を置く。</p> <p>2 生涯学習学部家庭教育課程及び人間開発教育課程を置く。</p> <p>(入学定員、収容定員)</p> <p>第4条 本学の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1256 1054 1933 1241"> <thead> <tr> <th>課程名</th> <th>入学定員</th> <th>3年次編入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭教育課程</td> <td>600</td> <td>300</td> <td>3000</td> </tr> <tr> <td>人間開発教育課程</td> <td>600</td> <td>300</td> <td>3000</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1200</td> <td>600</td> <td>6000</td> </tr> </tbody> </table>	課程名	入学定員	3年次編入学定員	収容定員	家庭教育課程	600	300	3000	人間開発教育課程	600	300	3000	計	1200	600	6000
課程名	入学定員	3年次編入学定員	収容定員																														
家庭教育課程	400	200	2000																														
人間開発教育課程	400	200	2000																														
計	800	400	4000																														
課程名	入学定員	3年次編入学定員	収容定員																														
家庭教育課程	600	300	3000																														
人間開発教育課程	600	300	3000																														
計	1200	600	6000																														

(休業日)

第10条 休業日は、12月30日から翌年の1月4日までとする。

2 必要がある場合学長は、前項の休業日を臨時に変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

(単位修得証明書等)

第40条 学生等が本学の授業科目を履修したときは、履修した科目群等に応じ、当該学生等の申請により、単位修得証明書、修了証明書、科目修得認証書などを発行する。

附 則

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成20年度から平成22年度までの正科生の収容定員は、第4条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

課程名	平成20年度	平成21年度	平成22年度
家庭教育課程	2800	2600	2300
人間開発教育課程	2800	2600	2300
計	5600	5200	4600

(休業日)

第10条 休業日は、次のとおりとする。

一 日曜日(3月に限る。)

二 土曜日(3月に限る。)

三 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日
(3月に限る。)

四 年末年始 12月30日から翌年の1月5日まで

2 必要がある場合学長は、前項の休業日を臨時に変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

(単位修得証明書等)

第40条 学生等が本学の授業科目を履修したときは、当該学生等の願い出により、単位修得証明書又は修了証明書を交付する。

別表第1

入学金、授業料、その他の費用

区分	金額
入学金	20,000円
登録料	20,000円
授業料(1単位当たり)	5,000円
科目修得試験料(1単位当たり)	1,000円
スクーリング受講料(1単位当たり)(最終試験料を含む)	
演習科目	15,000円
演習科目以外	7,500円
学籍管理料(1学期当たり)	12,000円

- 1 入学金は、正科生から入学時に徴収する。
- 2 登録料は、正科生以外の者から入学時に徴収する。
- 3 授業料、科目修得試験料及びスクーリング受講料は、履修登録承認時に徴収する。
- 4 学籍管理料は、履修登録承認時又は履修登録終了時に徴収する。

別表第1

入学金、授業料、その他の費用

区分	金額
入学金	20,000
登録料	20,000
授業料(1単位当たり)	5,000
課題添削料(1単位当たり)	
メディア使用	0
所定用紙使用	1,000
科目修得試験料(1単位当たり)	
教室試験	1,000
論文試験	
メディア使用	1,000
所定用紙使用	2,000
スクーリング受講料(1単位当たり)(最終試験料を含む。)	
メディア使用	7,500
講義室使用	7,500
IT管理料(1年当たり)	24,000

	<ol style="list-style-type: none">1 入学金は、正科生から入学時に徴収する。2 登録料は、正科生以外の者から入学時に徴収する。3 授業料、課題添削料、科目修得試験料及びスクーリング受講料は、それぞれ1単位当たりの単価である。4 課題添削料は、所定用紙使用添削した者から定額を徴収し、メディア使用を選択した者からは徴収しない。5 科目修得試験料は、試験を行う場所・方法により、定額を徴収する。6 IT管理料は、課題添削、論文試験に関しメディア使用を選択した者から徴収する。
--	---

八洲学園大学学長選考規則

第1条 八洲学園大学の学長選考は、この規則により理事会が行う。

第2条 理事会は、次の各号の一に該当するとき、学長の選考を行う。

- 一 学長の任期が満了するとき
- 二 学長が辞任したとき
- 三 前各号以外の理由で欠員になったとき

2 学長の選考は、前項第一号に該当する場合は、任期満了の30日前までに、同項第二号又は第三号に該当する場合は、速やかに行う。

第3条 理事長は、前条各号の一に該当すると認めるときは、学長候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設け、当該委員会の意見を徴し、学長候補者を選考する。

第4条 選考委員会は、学部長、両課程長、図書館長及び学生委員長で組織する。

2 選考委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

第5条 委員長は、選考委員会を招集し、その議長となる。

2 前項の選考委員会は、少なくとも2回開催されなければならない。

第6条 選考委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立し、議決には出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

第7条 学長候補者を選考した理事長は、当該候補者について、教授会の意向を徴するものとする。

2 前項の結果、否とされた場合理事長は、学長候補者の選考を再度行うものとする。

第8条 理事長は、教授会の賛成を得た学長候補者について、理事会に諮り、学長を決定する。

2 学長の任期は、4年とし、再任を妨げない。

第9条 選考委員会の事務は、法人本部事務局及び大学事務局が協力して行うものとする。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 最初に学長の地位を占めることとなった者は、この規則により選考されたものと見なす。

平成19年11月29日

学長選考規則新旧対照表

新	旧
<p>第8条の2 第8条第1項により学長と決定された者は、学長に就任後30日以内に、学長が事故等のため学長の職務を遂行できない場合又は欠員になった場合の代理者を予め指名するとともに理事長に届けなければならない。</p> <p>2 前項の代理者は、学長が事故等のため学長の職務を遂行できない場合の代理者を学長事務代理といい、欠員の場合の代理者を学長事務取扱という。</p> <p>3 前項の学長事務代理の任期は学長の職務復帰の前日又は任期満了の日のどちらか早い日まで、学長事務取扱の任期は次期学長が就任する前日までの期間とする。</p> <p>4 第1項の学長の職務を遂行できないかどうかの判断は、大学に置く運営委員会において行う。</p> <p>附 則 この規則は、平成19年11月29日から施行する。</p>	

学長に事故があった場合の措置について

19.09.19

- 1 学長が病気、怪我のため、長期間にわたり職務に専念できないと大学に置く運営委員会が判断したときは、学長事務代理を発令するものとする。なお、運営委員会は、あらかじめ、学長事務代理予定者の氏名を理事会に提出し、承認を得ておかなければならない。
- 2 学長事務代理の権限は、学長の有する権限のうち、大学の管理・運営に関わる権限に限定されるものであり、学長であることによって他の機関からの職務付加されることに伴う権限までは及ばないものとする。
- 3 学長事務代理としての任期は、学長が職務復帰するまでの間とし、学長事務代理の行った行為は、学長が行ったものと同じ効果を有するものとする。
- 4 学長事務代理の発令は、運営委員会の総合的判断に基づき、理事長が行う。

注 現学長の任期 平成20年3月31日まで